**指宿市地域密着型サービス事業者公募要領**

**指宿市健康福祉部長寿介護課**

**１　募集の趣旨**

本市では「第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき，地域密着

型サービス事業所の計画的な整備を進めていくことにしています。

　　この計画に基づき，平成30年度に地域密着型サービスを整備する「指定候補

　事業者」の募集を行います。

**２　募集の概要**

(1) サービス種別，規模等

 ア（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

　　対象：既存の１ユニットのグループホーム

　　規模：１ユニット（９床）の増設又は隣接する新設

　　　　整備地域：市内全域で２箇所

 イ地域密着型介護老人福祉施設

　　対象：既存の地域密着型介護老人福祉施設

　　規模：９床～10床の増設

　　　　整備地域：市内全域で１箇所

(2) 整備完了時期

　　平成３０年度末までに施設の整備を必ず完了すること。また，整備後，速やか

　にサービスの提供を図ること。

(3) 事業補助

　　整備に当たっては，県補助金の活用を考えていますが，現時点で交付の確

　約はできません。よって，補助金に頼らない事業計画を立ててください。

(4) その他

　　　・募集要件を満たさない場合は応募できません。

・指定候補事業者となっても指定は確定しません。開設前に指定申請を行い，審査を通過してはじめて開設することができます。

**３　募集要件**

※募集に当たっては，次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 介護保険関係法令等の基準のほか，整備予定地（建物）が建築基準法等関係法令等の基準を満たすこと。

(2) 該当する既存の施設を運営している法人であること。

(3) 代表者は，特別養護老人ホーム，グループホーム等で認知症のある者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であること。

(4) 選定後は速やかに施設整備に向けた準備をすること。（補助金等を活用する場合は可否決定後に工事等に着手すること。）

(5) 整備予定地については，事業の継続性を確保するため，原則として自己所有又は取得の見込みが確実であること。（賃借して事業運営することも可とするが，その場合は長期的・安定的に利用できる環境が整っていること。）また，農地法，文化財保護法等が事業実施の妨げにならないかの確認が取れること。

(6) 介護保険法第78条の２第４項各号及び第115条の12第２項各号に該当しない者であること。

(7) 市税，国税等を滞納していないこと。

**４　選考方法**

(1) 指定候補事業者の選考は，市民や関係機関の代表者等で構成する「指宿市地域密着型サービス運営委員会」に諮り，委員会の意見を踏まえたうえで，市が決定します。

(2) 選考は，「指宿市地域密着型サービス提供事業者の選考に関する取扱要領」に基づき，別に定めた評価基準により点数評価を行います。

(3) 選考の段階で，必要に応じて，応募者に対してヒアリング及び応募者によるプレゼンテーションを実施する場合があります。

(4) 選考の結果は，応募者全員に文書で通知します。ただし，お問い合わせいただいても評価の内容については一切お答えできません。なお，全ての応募者が一定の評価基準を満たさない場合は，指定候補事業者を選定しない（該当なしとする。）場合もあります。

**５　選定までのスケジュ－ル**

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程（予定） | 内　　　容 |
| 平成30年５月11日（金） | ○事前説明会・公募参加予定者への事前説明 |
| 平成30年５月18日（金）～６月15日（金） | ○公募受付期間 |
| 平成30年６月下旬まで | ○書類審査，現地調査（必要に応じて実施） |
| 平成30年６月下旬 | ○地域密着型サービス運営委員会・評価基準に基づく一次審査・意見聴取等 |
| 平成30年７月上旬 | ○意見聴取等の集約※必要に応じて応募者へヒアリングを実施 |
| 平成30年７月中旬 | ○地域密着型サービス運営委員会・意見聴取事項の報告・指定候補事業者の選考※必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施 |
| 平成30年７月中旬 | ○選考結果報告・地域密着型サービス運営委員会から市へ |
| 平成30年７月下旬 | ○指定候補事業者の決定・選考結果の通知 |

※上記日程は予定です。変更になる場合があります。

※指定候補事業者決定後のスケジュール等は，指定候補事業者と改めて協議します。

**６　募集期間等**

(1) 募集期間（応募書類提出期間）

平成30年５月18日（金）～６月15日（金）

時間は午前８時30分～午後５時15分（土・日除く。）

(2) 提出書類　　各１部（ただし，イに限り２部提出してください。）

※提出書類の様式は，市ホームページからダウンロードしてください。

ア　地域密着型サ－ビス整備事業者応募申込書

イ　開設計画書（該当する様式を使用）

ウ　法人に関する書類

(ｱ) 定款

(ｲ) 法人登記簿謄本

(ｳ) 既存事業の運営実績等が分かるもの（パンフレット等）

(ｴ) 直近の決算報告書（貸借対照表・損益計算書等）

エ　事業に関する書類

(ｱ) 事業所の案内図（位置図）

(ｲ) 事業所平面図，立面図，建物配置図

(ｳ) 現況写真（整備予定地を各方位から撮影したもの数枚）

(ｴ) 整備予定地に係る土地登記簿謄本（自己所有の場合のみ）

※整備予定地が買収予定の場合や賃借する場合は，買収予定や賃借の根拠がわかる書類（確約書等）

(ｵ) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）

※組織体制表を添付

※各事業所・施設において使用している勤務割表等(直近月の実績)により，職種，

　勤務形態，氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は，その書類をもって

　添付書類としても可。

(ｶ) 管理者・計画作成担当者（就任予定者）経歴書（様式２）

　　【（介護予防）認知症対応型共同生活介護のみ】

※資格を有する者は，資格者証の写しを添付

(ｷ) 施設の部屋別施設一覧表（様式３）

(ｸ) 事業収支計画（様式５）

オ　誓約書

　(ｱ)介護保険法第78条の２第４項各号及び第115条の12第２項各号の規定に該当しない旨

　 の誓約書（様式４）【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

 (ｲ)介護保険法第78条の２第４項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式４－１）

　　　【地域密着型介護老人福祉施設】

(3) 提出先

　　　指宿市役所　長寿介護課介護保険係

　　　TEL　0993-22-2111（内線253）

(4) 留意事項

　 　　・提出日と時間を電話で予約し，内容について説明ができる方が必ず持参してください。

　　　　（郵送不可）

　　　・提出書類に不備があった場合は受理しません。修正等を施し，募集期間内に再提出し

　　　　てください。

　　　・提出された書類は，理由のいかんに関わらず返却はしません。

　　　・提出書類受理後に追加書類の提出を求める場合があります。

**７　その他**

(1) 応募をするに当たっての一切の経費は，選定結果に関わらず，すべて応募者の負担とし，市はその責を負いません。

(2) 書類提出後に虚偽の記載が発覚した場合，また選考の段階で不正な行為を行ったことが判明した場合は，その時点で失格とします。

(3) ご質問は，電話ではお受けできませんので，必ず所定の質問書で行ってください。（ＦＡＸ・メールは可）なお，質問及びそれに対する回答は，後日，市から連絡します。

　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　〒891－0497

　　　　　　　　　　　　　　指宿市十町2424番地

　　　　　　　　　　　　　　指宿市役所長寿介護課介護保険係

　　　　　　　　　　　　　　TEL　0993-22-2111（内線253）

　　　　　　　　　　　　　　FAX　0993-24-4342

　　　　　　　　　　　　　　E-mail　choju@city.ibusuki.jp